

訪問型サービス(みなし事業者用)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A1 1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	1,168	1月につき		
A1 1113	訪問型サービスⅠ・初任			818			
A1 1114	訪問型サービスⅠ・同一			1,051	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A1 1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			736			
A1 2111	訪問型サービスⅠ日割			38	1日につき		
A1 2113	訪問型サービスⅠ日割・初任			27			
A1 2114	訪問型サービスⅠ日割・同一	34	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				
A1 2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	24					
A1 1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	2,335	1月につき		
A1 1213	訪問型サービスⅡ・初任			1,635			
A1 1214	訪問型サービスⅡ・同一			2,102	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A1 1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			1,472			
A1 2211	訪問型サービスⅡ日割			77	1日につき		
A1 2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			54			
A1 2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	69	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				
A1 2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	49					
A1 1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	3,704	1月につき		
A1 1323	訪問型サービスⅢ・初任			2,593			
A1 1324	訪問型サービスⅢ・同一			3,334	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A1 1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			2,334			
A1 2321	訪問型サービスⅢ日割			122	1日につき		
A1 2323	訪問型サービスⅢ日割・初任			85			
A1 2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	110	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				
A1 2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	77					
A1 2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	266	1回につき		
A1 2413	訪問型サービスⅣ・初任			186			
A1 2414	訪問型サービスⅣ・同一			239	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A1 2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			167			
A1 2511	訪問型サービスⅤ			270			
A1 2513	訪問型サービスⅤ・初任			189	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A1 2514	訪問型サービスⅤ・同一	243					
A1 2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一	170					
A1 2621	訪問型サービスⅥ	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ) ※1月の中で全額で6回から8回まで	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回を超える程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	270			
A1 2623	訪問型サービスⅥ・初任			189	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A1 2624	訪問型サービスⅥ・同一			257			
A1 2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			180			
A1 1411	訪問型短時間サービス			ト 訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス) ※1月の中で全額で6回から12回まで	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	165	
A1 1413	訪問型短時間サービス・初任					116	
A1 1414	訪問型短時間サービス・同一	149	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				
A1 1415	訪問型短時間サービス・初任・同一	104					
A1 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき		
A1 8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき		
A1 8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき		
A1 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき		
A1 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき		
A1 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき		
A1 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき		
A1 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき		
A1 8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき		
A1 4001	訪問型サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき		
A1 4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100			
A1 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算				
A1 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の106/1000 加算				
A1 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算				
A1 6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算				
A1 6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算				